

# 掲載内容

## 第1編 生前の対応

### 第1章 遺言書の作成

#### 第1 遺言の方式

- 遺言書の作成方法と留意事項は
- 共同で遺言をすることはできるか
- 自筆証書遺言の作成方法と留意事項は
  - ・自筆証書遺言の記載例
- 公正証書遺言の作成方法と留意事項は
  - ・公正証書遺言の記載例
- 秘密証書遺言の作成方法と留意事項は
  - 危急時に行う遺言の作成方法は
  - 臨終の際に作成する遺言の要件は
    - ・死亡危急者遺言の記載例
  - 船舶遭難者、伝染病隔離者、在船者が作成する遺言の要件は
    - ・船舶遭難者遺言の記載例
    - ・伝染病隔離者遺言の記載例
    - ・在船者遺言の記載例
- 遺言を作成するときの証人や立会人は誰にするのか など

#### 第2 遺言事項

- 遺言できる事項は
- 遺贈の種類は
- 遺贈をすることができる財産は
- 遺言信託とは

#### 第3 遺言の効力

- 「任せる」という文言は遺言として有効か。また、「相続させる」と「遺贈する」との違いは
  - 遺言の内容が相続分を侵害する場合の効力は
  - 証人欠格者が立ち会った公正証書遺言の効力は
  - 証人が一時立会いを離れて作成された公正証書遺言の効力は など
- ケーススタディ**
- カーボン紙を用いた自筆証書遺言の作成と「自書」の要件
  - 表題、本文、年月、住所をワープロで印字した秘密証書遺言の筆者
  - 自筆証書遺言の押印が指印による場合の遺言の効力
  - 2名の者が1通の証書に記載した遺言の効力
  - 他人作成の図面を添付して作成した自筆証書遺言の有効性
  - 危急時遺言において、遺言の趣旨の口授と認められる口述の程度
  - 証人・立会人欠格者が同席した場合の公正証書遺言の効力
  - 公正証書遺言の遺言者の署名押印に証人が立ち会ったことの要否
  - 遺言書の本文ではなく封筒に遺言者の署名押印がある場合 など

#### 第4 遺言書の保管

- 遺言を入れる封書の作成方法は
  - ・自筆証書遺言を入れる封筒の記載例
  - ・秘密証書遺言を入れる封紙の記載例
- 遺言書はどのように保管するのか

#### 第5 遺言の撤回・変更

- 遺言の撤回・取消はできるか
  - 遺言を撤回した後にまた別の遺言で撤回した場合の当初の遺言の効力は
  - 遺言書の一部分が黒く塗りつぶされているときの遺言の効力は
  - 遺言を訂正する方法とその留意点は
    - ・加除変更した遺言の記載例
  - 方式違背の訂正がある自筆証書遺言の効力は など
- ケーススタディ**
- 撤回遺言を別遺言で撤回して原遺言の効力の復活が認められた場合
  - 遺言と生前処分との抵触

#### 第6 死因贈与契約

- 死因贈与契約を結ぶのはどのようなときか
- 無効な自筆証書遺言が死因贈与契約を証する書面として認められるときは

### 第2章 遺言書モデル文例

#### 第1 相続・遺贈

- 1 配偶者及び子への相続**
- 妻及び子への相続分を指定する場合
    - ・相続分を指定する遺言書
  - 妻にすべてを相続させ、子には相続させない場合
    - ・一切の財産を妻に相続させる遺言書
  - 妻と同居している次男に多く相続させる場合
    - ・子の相続分を指定する遺言書
  - 長男に多く相続させ、妻と同居してもらう場合
    - ・相続分を指定し、同居等の条件を指定する遺言書
  - 妻が認知症のため、長男に相続させ、その介護を任せる場合
    - ・相続分を指定し、同居等の条件を指定する遺言書 など
- 2 子への相続**
- 障害のある子に多く相続させる場合
    - ・子の相続分を指定する遺言書
  - 自分の世話をしてきた独身の子に多く相続させる場合
    - ・子の相続分を指定する遺言書(寄与分の考慮)
  - 多額の援助をしてある子には相続させず、ほかの子に相続させる場合
    - ・子の相続分を指定する遺言書(特別受益の考慮)
  - 多額の援助をしてある子にも、ほかの子と同じように相続させる場合
    - ・特別受益の持戻しを免除する遺言書
  - 多額の債務がある子に相続させない場合
    - ・借金が多い子に相続させない遺言書 など

#### 第2 子への相続

- 障害のある子に多く相続させる場合
  - ・子の相続分を指定する遺言書
- 自分の世話をしてきた独身の子に多く相続させる場合
  - ・子の相続分を指定する遺言書(寄与分の考慮)
- 多額の援助をしてある子には相続させず、ほかの子に相続させる場合
  - ・子の相続分を指定する遺言書(特別受益の考慮)
- 多額の援助をしてある子にも、ほかの子と同じように相続させる場合
  - ・特別受益の持戻しを免除する遺言書
- 多額の債務がある子に相続させない場合
  - ・借金が多い子に相続させない遺言書 など

#### 第3 配偶者及び兄弟姉妹への相続

- 兄弟よりも妻に多く相続させる場合
  - ・相続分を指定する遺言書
- 兄弟には相続させず、妻にすべて相続させる場合
  - ・一切の財産を妻に相続させる遺言書

- 妻と妹に相続させ、弟に相続させない場合
  - ・妻と妹に相続させる遺言書
- 妻子と別居しており、世話になった姉と妹に相続させる場合
  - ・兄弟に相続させる遺言書

#### 4 再婚・離婚の場合の相続・遺贈

- 先妻との間の子と、後妻との間の子の双方に相続させる場合
  - ・相続分を指定する遺言書
- 先妻との間の子に学費を援助したため、後妻との間の子に多く相続させる場合
  - ・子の相続分を指定する遺言書
- 先妻との間の子に相続させない場合
  - ・先妻との間の子に相続させない遺言書
- 離婚調停中の妻に相続させない場合
  - ・一切の財産を妻に相続させない遺言書
- 妻と前夫との間の子に財産を渡す場合
  - ・妻と前夫との間の子に遺贈する遺言書 など

#### 5 内縁の妻等への遺贈

- 別居中の妻子に相続させず、内縁の妻と子に財産を渡す場合
  - ・内縁の妻とその子に遺贈する遺言書
- 内縁の妻に財産を渡す場合
  - ・内縁の妻に遺贈する遺言書

#### 6 その他の親族への遺贈

- 長男の死後も世話をしてくれた長男の妻に財産を渡す場合
  - ・長男の妻に遺贈する遺言書
- 子には相続させず孫に財産を渡す場合
  - ・孫に遺贈する遺言書
- 甥に財産を渡す場合
  - ・甥に遺贈する遺言書 など

#### 7 親族以外の者への遺贈

- 世話になった知人に財産を渡す場合
  - ・親族以外の者への遺贈の遺言書
- 障害のある子の世話をしてくれることを条件に、知人に財産を渡す場合
  - ・知人に負担付遺贈する場合の遺言書 など

#### 8 認知と相続

- 胎児を認知する場合
  - ・胎児を認知する遺言書
- 死亡した子を認知する場合
  - ・死亡した子を認知する遺言書
- 子を認知し、その子に相続させる場合
  - ・子を認知し、子の相続分を指定する遺言書

#### 9 事業承継

- 長男に会社経営を指定する場合
  - ・株式の相続人を指定する遺言書
- 長男に会社経営を継がせ、信頼できる部下に会社に残ってもらう場合
  - ・株式を遺贈する遺言書
- 個人商店を長男に継がせる場合
  - ・営業用財産を相続させる遺言書
- 農業を継いでくれる三男に農地を相続させる場合
  - ・相続財産を指定する遺言書 など

#### 10 不動産の相続

- 子から遺留分減殺請求があった場合も、妻に自宅を相続させる場合
  - ・遺留分減殺請求の順序を指定する遺言書

- 不動産を長男に相続させ、ほかの子に代償金を支払う場合
  - ・相続分の指定を委託する遺言書
- 自宅を売却し、その売却代金を子に分配する場合
  - ・遺産分割の方法を指定する遺言書
- 不動産を売却して債務を清算し、残金を子に分配する場合
  - ・遺産分割の方法を指定する遺言書

#### 11 債権・債務の承継

- 債務を妻に承継させず、子に承継させたい場合
  - ・相続人の一部にのみ債務を承継させる遺言書
- 長男に住宅ローンと抵当権の負担を相続させる場合
  - ・住宅ローンと抵当権を承継させる遺言書 など

#### 12 寄附

- 財産の一部を社会福祉法人や公共事業に寄附する場合
  - ・財産の一部を社会福祉法人や公共事業に寄附する場合の遺言書
- 財産を使って財団法人を設立する場合
  - ・財団法人設立のための寄附行為を行う遺言書

#### 13 信託

- 賃貸住宅を不動産会社に管理させ、賃貸収入を妻の生活費にあてる場合
  - ・妻を受益者とする公正証書遺言
- 遺産を信託して奨学金にあてる場合
  - ・遺産を信託して奨学金にあてる公正証書遺言 など

#### 第2 遺言執行者の指定等

- 知人の弁護士を遺言執行者に指定する場合
  - ・遺言執行者に弁護士を指定する遺言書
- 知人に遺言執行者の指定を委託する場合
  - ・遺言執行者の指定を委託する遺言書
- 遺言執行者の死亡に備えて遺言執行者の指定を委託する場合
  - ・条件付きで新たな遺言執行者の指定を委託する遺言書 など

#### 第3 遺言の撤回・変更

- 以前に作成した遺言書を撤回する場合
  - ・遺言を撤回する遺言書
- 新たな遺言書を作成して、以前に作成した遺言書を撤回する場合
  - ・前の遺言書と抵触する場合
- 死因贈与の条件が守られないため、死因贈与を撤回する場合
  - ・死因贈与を撤回する遺言書
- 以前に作成した遺言書の内容を変更したい場合
  - ・遺言の一部を変更する遺言書
- 遺言書の内容を全部を変更したい場合
  - ・遺言の全部を変更する遺言書

#### 第4 その他の遺言

##### 1 相続分の指定の委託

- 知人に相続分の指定を委託する場合
  - ・相続分の指定を委託する遺言書
- 遺産分割方法の指定の委託
- 遺産分割の方法の指定を知人に委託する場合
  - ・遺産分割の方法の指定を委託する遺言書

#### 3 祭祀主宰者の指定

- 長男を祭祀主宰者に指定する場合
  - ・祭祀主宰者を指定する遺言書

#### 4 生命保険金受取人の指定

- 妻を生命保険金の受取人に指定する場合
  - ・生命保険金の受取人を指定する遺言書

#### 5 後見人の指定

- 未成年者である長男について後見人を指定する場合
  - ・未成年後見人を指定する遺言書
- 未成年者である長女について後見監督人を指定する場合
  - ・未成年後見監督人を指定する遺言書

#### 6 その他

- 葬儀や告別式を行わないとの希望がある場合
  - ・葬儀などを行わず、親しい人達だけでお別れ会を行ってもらう遺言書
- 自分の信仰する宗派の葬儀を開催してもらう場合
  - ・自分の信仰する宗派の葬儀を開催してもらう遺言書 など

#### 第5 遺言以外の公正証書

- 延命の見込みがないときには尊厳死をさせてほしい場合
  - ・延命措置を拒否する公正証書
- 脳死等の状態になったときに臓器提供する場合
  - ・臓器提供の意思表示をする公正証書
- 身の回りの世話をしてもらっている親族に、死因贈与する場合
  - ・死因贈与と契約公正証書

## 第2編 相続開始後の対応

### 第1章 遺言書の検認・確認

- 遺言書の検認の仕方は
  - ・遺言書検認申立書
- 危急時遺言の確認の仕方は
  - ・遺言確認審判申立書
- 遺言書の検討はどのように行うか

### 第2章 遺言執行者等

#### 第1 遺言執行者の選任

- 遺言により遺言執行者が指定されていないときは
  - ・遺言執行者選任申立書
- 遺言執行者に指定された者が就職を受諾若しくは辞退するとき、就職の諾否を明示しないときは
  - ・遺言執行者の就職を承諾する場合の通知書
  - ・遺言執行者の就職を辞退する場合の通知書

- ・遺言執行者の就職の諾否に関する催告書 など

#### 第2 遺言執行者の権限・義務・地位

- 遺言執行者の権限と義務は
- 共同遺言執行者がいる場合の権限は
- 訴訟における遺言執行者の地位は

#### 第3 遺言執行者の職務

- 遺言執行者が選任後すぐに行うことは
  - 相続財産目録の作製の仕方は
    - ・相続財産目録
  - 遺言執行事務の処理状況の報告は
    - ・遺言執行業務処理状況報告書
    - ・遺言執行事務処理状況照会書
- 相続預金の払戻しを銀行に請求するときの方法は など

#### 第4 遺言執行者の報酬

- 遺言執行者の報酬は
  - ・遺言執行者報酬付与審判申立書
- 遺言執行者の報酬の基準は

#### 第5 遺言執行者の辞任等

- 遺言執行者が辞任するときは
  - ・遺言執行者辞任許可審判申立書
  - ・辞任による任務終了通知書
  - ・遺言執行報告書
- 遺言執行者を解任するときは
  - ・遺言執行者解任審判申立書
  - ・解任による任務終了通知書
  - ・遺言執行報告書 など

#### 第6 死因贈与執行者

- 死因贈与の執行方法は
  - ・死因贈与執行者選任申立書

## 第3章 遺言の執行

#### 第1 執行全般

- 執行行為を必要とする事項は
- 執行行為を要しない事項の取扱い
- 遺言執行にかかる費用と費用負担者は

#### 第2 「相続させる」遺言

- 「相続させる」遺言には執行行為は必要ないか

#### 第3 遺贈

- 1 遺贈全般**
- 遺贈の効力と受遺者の特定は
  - 包括遺贈を執行するときは
  - 受遺者が包括遺贈を承認・放棄するときは
  - 受遺者が包括遺贈の承認・放棄の熟慮期間を伸長するときは
    - ・包括遺贈を承認又は放棄する期間の伸長審判申立書
  - 受遺者が包括遺贈を限定承認するときは
    - ・包括遺贈の限定承認申述書
    - ・財産目録(包括遺贈の限定承認の場合)
  - 特定遺贈を執行するときは など
- 2 不動産の執行**
- 不動産の遺贈を執行するときは
    - ・相続による所有権移転登記申請書(オンライン庁への書面による申請)

- ・遺贈による所有権移転登記申請書(オンライン庁への書面による申請)

- 相続人に対する農地の遺贈を執行するときは
  - ・遺贈による農地の所有権移転登記申請書(オンライン庁への書面による申請)
- 遺贈による所有権移転登記手続を請求するときは
  - ・土地所有権移転登記手続請求事件の訴状 など

#### 3 不動産以外の財産の執行

- 絵画、骨董品の遺贈を執行するときは
- 定期預金債権の遺贈を執行するときは
  - ・遺分預金債権譲渡通知書
- 遺贈による定期預金の名義変更をするときは
  - ・定期預金名義書換請求書
  - ・定期預金名義書換請求書(包括遺贈の場合)
  - ・定期預金名義書換同意書(包括遺贈の場合)
- 貸金債権の特定遺贈を執行するときは
  - ・貸金債権譲渡通知書
  - ・貸金債権譲渡承諾書 など

#### 第4 推定相続人の廃除・取消し

- 遺言書に廃除の意思・理由が明記されていない場合も廃除請求できるか
- 推定相続人の廃除の申立てをするときは
  - ・推定相続人廃除審判申立書
- 廃除の審判が出る前の遺産の管理の仕方は
  - ・推定相続人廃除届
- 遺言で廃除取消しの意思表示があったときは
  - ・推定相続人廃除取消審判申立書
  - ・推定相続人廃除届

#### 第5 認知

- 遺言により未成年の子を認知するときに、遺言執行者のとるべき方法は
  - ・認知届(未成年の子の場合)
- 遺言により成年の子を認知するときに、遺言執行者のとるべき方法は
  - ・認知届(成年の子の場合)
- 遺言により胎児を認知するときに、遺言執行者のとるべき方法は
  - ・認知届(胎児の場合) など

#### 第6 財団法人設立のための寄附行為

- 遺言による財団法人設立のための寄附行為(又は一般財団法人設立の意思表示を含む遺言)を執行する手続とは
  - ・遺言による寄附行為に基づく財団法人設立許可申請書
  - ・遺言による寄附行為に基づく財団法人設立登記申請書 など

#### 第7 信託の設定

- 遺言により信託行為が行われた場合に必要となる手続は
  - ・遺言信託の場合の受託者選任申請書
  - ・遺言信託の場合の信託管理人選

#### 任申請書

#### 第8 相続分の指定の委託

- 遺言で相続分の指定が委託されているときは
  - ・相続分指定委託の諾否に関する催告書
- 被相続人の委託を受けて共同相続人の相続分を指定するときは
  - ・相続分指定の委託を承諾する通知書
  - ・相続分の指定書 など

#### 第9 遺産分割方法の指定の委託

- 遺言で遺産分割方法の指定が委託されているときは
  - ・遺産分割方法の指定の委託の許諾に関する催告書
- 被相続人の委託を受けて共同相続人の遺産分割方法を指定するときは
  - ・相続分指定の委託を承諾する通知書
  - ・相続分の指定書 など

#### 第10 祭祀主宰者の指定

- 祖先の祭祀主宰者の指定を執行するときは
  - ・祭祀承継者の指定調停申立書

#### 第11 生命保険金受取人の指定

- 生命保険金の受取人の指定・変更を執行するときは
  - ・生命保険金受取人指定通知書
  - ・生命保険金受取人変更請求書(遺言による変更の場合)

#### 第12 後見人の指定

- 遺言で後見人が指定されているときは
  - ・後見開始の審判申立書
  - ・未成年者の後見届
- 遺言で後見人が指定されていないときの後見人の選任方法は
  - ・未成年後見人選任審判申立書
- 未成年後見監督人を指定するときは
  - ・未成年者の後見届

#### 第13 遺言執行の完了

- 遺言の執行が完了したときは
  - ・遺言執行者の任務終了通知及び顧末報告書
- 遺言の執行が不能となったときは
  - ・執行不能による任務終了通知書
  - ・執行不能による執行顧末報告書

#### ケーススタディ

- 遺留分減殺請求がなされた後における遺言執行
- 遺言執行者による銀行預金等の払戻請求
- 相続させる旨の遺言と遺言執行者の職務権限 など

## 第3編 相続前後の留意点

### 第1章 遺留分等

### 第2章 遺言に関する税金

第1編、第2編の目次を掲載し、第3編は省略してあります。また、内容の一部を変更することがありますので、ご了承ください。

## ○賃借権の遺贈を執行するときは



亡くなった叔父は、生前、借地上にビルを所有しており、そのビルは各テナントに賃貸されています。叔父の遺言には、その借地権付のビルを私に譲る、との記載がありました。この場合、私が借地権の遺贈を受けるには、どのような手続が必要なのでしょう。



借地権は、借地上の建物の所有権が譲渡されると、それに伴い移転しますが、この移転が有効となるためには、賃貸人の承諾が必要であるため、借地権の移転につき賃貸人から承諾を得る必要があります。また、借地借家法の適用を受ける借家権者は、建物の引渡しを受けていれば、目的物件の物権取得者に対して借家権を対抗し得るので、ご質問の場合、各テナントに対しては、賃貸権承継を通知する必要があります。

## 解 説

## ◆借地権・借家権の遺贈

借地権・借家権などの賃借権の譲渡が有効となるためには、賃貸人の承諾が必要です（民612①）。

借地権については、借地上の建物の譲渡に伴い移転しますが、借地上の建物の遺贈の場合は、契約によるものではないため、譲渡といえるかが問題となります。この点、遺贈も遺言者の意思に基づく処分であって、贈与と同様に考えられること、賃貸借は賃貸人賃借人間の信頼関係が大きな要素となることから、借地権の遺贈についても、包括遺贈の場合も含めて譲渡といえ、譲渡が有効となるためには、土地の賃貸人の承諾が必要となると解されています（東京高決昭55・2・13判時962・71）。

## ◆借地権・借家権の権利内容の確認

遺言執行者は、借地権・借家権の目的たる土地・建物を特定するために、土地・建物の登記事項証明書（登記簿謄本）、賃貸借契約書などを揃え、また、地主、建物所有者などの関係者、相続人、受遺者などからも事情を聴取し、土地・建物の使用状況、賃料支払いの状況、賃貸借の目的となっている部分の範囲など、権利関係、契約内容を確認し、把握します。

## ◆借地権・借家権の譲渡手続

## 1 承諾請求

借地権・借家権の譲渡が有効になるためには、賃貸人の承諾が必要ですので、

受遺者と遺贈義務者は、連署の上、賃借権の遺贈がある旨を通知し承諾請求を行います。

## 2 承 諾

承諾の相手方は、賃借人又は賃借権の譲受人のいずれでもよいので、賃貸人は、受遺者又は遺贈義務者のいずれに対しても承諾することができます。

## 3 承諾の効果

賃貸人から承諾が与えられると、賃借権は、同一の内容で譲受人に移転します。

## 4 移転手続

遺言執行者は、賃貸人の承諾が得られた場合には、借地権付建物の場合には、建物の所有権移転登記、借家権の場合には引渡しを得るなどして、移転手続を行います。

賃借人のある借地上建物の遺贈を受けた場合、借地借家法の適用を受ける建物賃借権については、建物の引渡しにより、建物につき物権を取得した者にも対抗し得るものとなるため（借地借家31①）、受遺者は、借家権付の建物所有権を取得したことになります。この場合、受遺者は、建物賃貸人の権利の譲受けを賃借人に対抗するために、賃借人に対し、賃貸権の承継を通知する必要があります。

## 5 賃貸人の承諾が得られなかった場合

借地の場合は、遺言執行者は、申立てにより、裁判所による賃貸人の借地権譲渡の承諾に代わる許可を得ることができます（借地借家19①類推適用）。申立てが却下された場合には、最終的に承諾が得られなかったものとして、賃借権については遺贈を受けられなかったということになります。

借家の場合は、このような制度はないため、賃貸人の承諾を得られなければ、上記同様、賃借権の遺贈を受けられなかったということで終了します。

## 実務のアドバイス

受遺者が賃借人に対し、賃貸人の権利を主張するためには建物の遺贈についての登記を経ていることが必要であるため（最判昭39・3・6判時369・20参照）、借地上建物の遺贈を受けた者が、建物賃借人に対し賃貸人の権利承継の通知を行う場合、遺贈を証する建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の添付が必要です。

### 〈参考判例〉

- 借地権の遺贈につき、包括遺贈の場合も含め、賃貸人の承諾を得る必要があるとした事例。（東京高決昭55・2・13判時962・71）
- 受遺者は登記がなければ自己の所有権取得をもつて強制競売申立てをした差押債権者に対抗できないとした事例。（最判昭39・3・6判時369・20）

## ◇賃借権譲渡承諾依頼書

## 賃借権譲渡承諾依頼書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 丁野丁男 殿

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者 亡甲野太郎

遺言執行者 乙野乙男 ㊞

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

受遺者 丙野丙男 ㊞

遺言者甲野太郎（以下「遺言者」という）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日締結の賃貸借契約に基づき、貴社から下記土地（以下「本件土地」という）を賃借し、本件土地上に後記建物（以下「本件建物」という）を建築し所有していたところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡しましたが、遺言者の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け自筆証書遺言により、本件建物を受遺者丙野丙男（以下「受遺者」という）に遺贈しましたので、本件建物の借地権も受遺者に移転しました。

つきましては、本件建物の借地権が受遺者に移転したことをご承諾いただきたく、遺贈義務者及び受遺者が連署してお願いいたします。

## 記

## 本件土地の表示

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地 番 〇番地〇

地 目 宅地

地 積 〇〇. 〇〇平方メートル

## 本件建物の表示

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

家屋番号 〇番〇

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 〇〇. 〇〇平方メートル

ケース  
スタディ

## 遺留分減殺請求がなされた後における遺言執行

遺留分減殺請求がなされた後であっても、遺言執行者には遺言執行を差し控える義務はなく、遺留分減殺請求に対しては価額賠償も可能であるから、遺言を執行したことをもって遺留分減殺請求者に対する不法行為と評価することはできないとされた事例

(東京地判平18・5・31(平16ワ5708))

## 事案の概要

- 1 被相続人AとBは夫婦であったが、Aの妹Y<sub>1</sub>とCとの間の子であるY<sub>2</sub>をAとBの子として届け出た。その後、AとBは、Xとの間で養子縁組をした。Bの死後、Aは遺言を作成し、Y<sub>2</sub>に財産の2分の1を相続させ、Y<sub>1</sub>にその余を遺贈すること、遺言執行者を弁護士Y<sub>3</sub>と指定すること、Xに著しい非行があったのでXには一切の財産を相続させないことにすることなどを記した。
- 2 Aに関する相続が発生後、Xは、①上記遺言が無効であること、Y<sub>2</sub>は相続人でなくXのみが相続人であることを前提に、Y<sub>1</sub>ないしY<sub>3</sub>らがAの遺産を処分したのは不法行為であると主張してその賠償を求め、②Aの遺言が有効であるとしても、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>による遺産の取得はXの遺留分を侵害すると主張して、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対し、価額賠償を求め、③Y<sub>3</sub>はXが遺留分減殺請求をしたことを知りながら遺産をY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に引き渡すなどしてXに損害を与えたと主張して、Y<sub>3</sub>に対しその賠償を求めた。

## 判決内容

本判決は、①Aには遺言能力があったこと、②Aの遺言が有効であること、③仮にX主張の不当利得返還請求権があったとしても、それは遺言執行者であるY<sub>3</sub>が行使すべきであること、④預金の払戻しはAの意思に基づいてなされたものといえることができるから、払戻金額をY<sub>1</sub>が不当に利得したということとはできないことを認定し、⑤Yらの不法行為責任については、次のように述べてこれを否定した。  
「本件遺言が有効であり、Aが本件遺言をするに当たり錯誤や欺罔行為があったと認めるに足りないことは上記のとおりであり、遺言執行者であるY<sub>3</sub>に本件遺言の

執行を差し控えるべき事情はなかったものというべきである。また、遺留分減殺請求がXからなされ、また遺留分減殺請求をしたXとの間に交渉があったとしても、遺留分減殺請求に対して価格賠償も可能であることからすると、そのような事情がありながら遺言の執行をしたとしても直ちに過失があるということとはできない。したがって本件遺言の執行者であるY<sub>3</sub>が本件遺言を執行したこと、そしてY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>が遺産を取得したことをもって不法行為と評価することはできない。」

## コ メ ン ト

- 1 遺言執行者は、就任と同時にまず執行の対象となる遺言の形式要件及び実体要件の検討を行います。遺言が有効であると判断されれば、遺言執行者は執行の必要があるものについて、遺言を執行します。遺言の中には、執行が必要なものと執行の余地がないものに大別でき、前者には必ず遺言執行者による執行が必要なもの（認知、推定相続人の廃除とその取消しなど）と受遺者や相続人による執行が可能なもの（遺贈、寄附行為、信託設定など）があるので注意が必要です。
- 2 本件のように遺留分減殺請求がなされた場合、遺言執行者は遺言を執行するべきか否かという困難な判断に直面します（なお、本件では、遺言の有効性も争われ、結局は遺言の有効性が裁判所で認められています）。

遺言の内容が遺留分権利者の遺留分を侵害していたとしても、遺留分減殺請求の効果は、遺留分減殺請求により初めて減殺の効果が生じるものであり、かつ、減殺請求してきた遺留分権利者に対して減殺の効果が生じるのみです。したがって、実質的な解決方法として遺留分権利者と受遺者の交渉に任せる方法があるものの、両者間での交渉が長引いたとき又は解決する見込みがないときには、遺言執行者は遺言を執行してしまい、後は遺留分権利者と受遺者の問題として処理する方法もとります。ただし、この場合、遺留分権利者から遺留分減殺請求を受けているにもかかわらず遺言執行をしたことについての不法行為責任を追及されるおそれがあります。本件は、価額賠償も可能であることを挙げて、遺言執行者であるY<sub>3</sub>に本件遺言の執行を差し控えるべき事情はなかったと認定し、Y<sub>3</sub>の過失を否定しました。本件はいかなる事情が「本件遺言の執行を差し控えるべき事情」であるかについては明らかにしていませんが、事後的な価額賠償の実現が低いという事情がこれに当たるでしょうか。この点についての判例の集積が待たれるところです。